

甲府市子どもの権利擁護委員 令和 6（2024）年度活動報告書



甲府市子どもの権利擁護委員

1 はじめに

「子どもの意見表明権」

子どもの権利擁護委員
亀 山 倫 世

子どもの権利というとかつては保護される権利がある対象と捉えられがちでしたが、現代では、日本も批准するいわゆる「子ども権利条約」にも規定されている通り、一人の人間として固有の尊厳を持つ権利主体として認識されています。ただ、子どもの権利行使には年齢や発達段階に応じた一定の制限が伴います。なぜかといえば、子どもは判断能力や自己決定能力が十分に成熟していないため、その安全や健全な発達を保障するため親や社会が適切な配慮を行う必要があるからです。重要なのは、この制限が子どもの最善の利益を常に考慮し、その成長を促すために必要最小限のものとなっているかです。

最近、子どもの意見表明権という権利が注目されています。これは、子どもが自分に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する権利です。子どもの権利条約には、その意見は年齢や成熟度に応じて正当に尊重されるべきと定められています。もちろん子どもは未熟な存在なのですべての意見を採用しなければならないというものではありません。しかし、子どもが発言することを許されるだけでなく、その意見が真剣に受け止められ、意思決定の過程で適切に考慮されることが重要です。そのために、大人は、子どもが安心して意見を言える環境を整え、子どもの声に積極的に耳を傾け、その意見を丁寧に聞き、背景にある感情や意図を理解しようと努め、また、子どもの意見を意思決定の過程に反映させる努力をし、たとえ意見が採用されなくても、その理由を子どもにも理解できる言葉で丁寧に説明することが重要です。大人が良かれと思った判断でも子どもの意見と異なることは大いにあります。子どもが未熟だから大人が判断すべきだというのも時に正しく、時に間違いを生じさせるものです。子どもは自分とは別の人格であるということを認識し、自分の意見と異なった場合でも子どもの最善の利益を念頭に置いて、対話を支援していくことが重要です。

子どもたちが権利の主体として尊重され、その声が社会に届くようになることは、子ども自身の健やかな成長だけでなく、より包容力のある公正な社会を築く上でも不可欠です。

子どもの権利擁護委員は、権利侵害を受けた子どもを救済するという点だけでなく、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声を社会に届ける点

でも重要な機関です。子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益が図られるよう今後も委員として務めていきたいと思っています。

〜〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜



氏 名：^{かめやま} 亀山 ^{みちよ} 倫世
現 職：弁護士
学 歴：神戸大学法科大学院
経 歴：山梨県弁護士会子どもの権利擁護委員
日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員
甲府市子どもの権利擁護代表委員
(令和5年7月～)

「子ども権利擁護に関する諸活動の意義」

子どもの権利擁護委員
黒田 浩 司

甲府市の子どもの権利擁護委員として活動しています。この委員の職務は、子どもの権利の侵害に関することについて、相談に応じ、助言や支援を行うとともに、子どもの権利の救済の申立てに基づき調査を行い、関係者などに対し、改善を求めてゆくこと、と定められています。家庭・学校・地域社会などのさまざまな場面において、いじめや暴力、不合理な処分などの子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、子どもの権利侵害を救済するとともに、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう、関係者と協力して子どもに対して支援するように取り組むことをも目的としています。この、「子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう」という部分が肝要であると考えられています。

カウンセリングや心理療法、さまざまな臨床心理学的支援を展開していると、こころの問題を含む様々な問題に対して、細やかにサポートをすることはその対象者（クライアント）を甘やかすことになるのではないか、その人が将来同じような困難に遭遇した場合に、自分で解決しようとせず、依存的に人を頼ってしまうのではないか、と指摘されることがあります。国際支援の場ではこのようなことがあてはまることがしばしばあると聞きます。発展途上国への支援は、進め方によっては支援を受ける人々を自分たちで解決しようという意欲をそいでしまい、受け身的で依存的な存在にすることが指摘されています。長期間に莫大な資金をつぎ込んだ支援があまり実を結んでいないこともあるようです。ロンドンに1年間留学していた時に借りていたフラットのオーナーはアフリカのある国の実業家で、その国は国際支援をたくさん受けているが、現地の大人は他国に援助してもらうことを当てにしてばかり怠けてばかりで自分で祖国を何とかしようとしないうちに怒りと強く失望を表明されていたことが強く印象に残っています。このような支援は対象者の意向や希望を十分に尊重してない場合に起こりやすいように感じています。

カウンセリングや心理療法がクライアントを依存的にするというのは、実はまったくの誤解・偏見です。むしろ、自身の考えや生き方を尊重された体験は、しっかりと自分の考えを持ち、自己で決定してゆく姿勢をはぐくみます。それはかなり重い障害や病理を抱えている場合にも当てはまります。いろいろな経緯やなんらかの事情があって、今現在は自分らしく過ごせていなくても、少しの支えや支援があれば、その人の本来の力が発揮されることを

たくさん経験しています。臨床心理学の領域、特にコミュニティ支援の分野では、近年アドボカシー（advocacy）という概念が注目されています。アドボカシーの邦訳として「権利擁護」が当てられることも多いですが、対象者の方が、自分らしく幸せになる権利を行使できるように様々な支援活動をしてゆくことを示しています。

甲府市のこの領域の具体的な活動の場は、青少年総合センター「あおぞら」になります。「あおぞら」の相談でも、利用される方が『弱いから』『自分で解決できないから』ではなく、子どもが自分らしく幸せに生きてゆけるようにアドボカシーを行使できるように、そしてそれは「自らの力で次のステップを踏む」ことを意味します。多くの子どもが、自分の考えを尊重されて、自身が進みたい途を時間かけて考え、主体的に自己決定して、「自らの力で次のステップを踏む」ことを支える社会になることを祈っています。

〜〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜〜



氏 名：黒田 浩司

現 職：山梨英和大学教授

学 歴：慶應義塾大学大学院

経 歴：高校スクールカウンセラー

大学学生相談センターカウンセラー

病院の精神神経科・

開業カウンセリングルームの臨床心理士

山梨英和大学心理臨床センター長

山梨県再犯防止推進計画策定委員長

甲府市子ども権利擁護委員（令和2年7月～）

「子どもの権利—乳幼児の意見表明—」

子どもの権利擁護委員
林 知 然

甲府市子どもの権利擁護委員として活動している林と申します。大学教員や、児童養護施設でソーシャルワーカーなどをしています。今回は、おとなと比べて権利主体者としての位置づけが強調されにくい子どもの中でも、とりわけ乳幼児の意見及び気持ちの表明をテーマに本活動報告書を書きたいと思います。

まず「乳幼児」と「意見表明」を整理します。乳幼児とは、児童福祉法の定義に照らすと、「小学校就学の始期に達するまでの者」です。また意見表明については、子どもの権利条約第12条で「(略) 自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する (略)」と記されています。では「自己の見解をまとめる力のある子ども」とは、たとえば何歳以上の子どもを示すのでしょうか。また乳児や障害がある子どもなど言語コミュニケーションが困難な場合には、該当しないのでしょうか。いえ決してそんなことはありません。

確かに乳幼児は、他者に言葉を届けるコミュニケーションについては不慣れかもしれません。しかしながら乳幼児にも意見や気持ちが存在します。つまりは第一に、周りのおとなたち（多くはおとなが対象になると思いますが、必ずしもおとなのみに限定する必要はないと考えます）が乳幼児には意見や気持ちが存在していると認識し、さらには「乳幼児の声に耳を傾ける」という姿勢が重要なファクターになるのです。

おとなたちの姿勢を基盤としたうえで、第二に「乳幼児の声に耳を傾ける」手法を活用する必要があります。言語コミュニケーションに不慣れな子どもに意見や気持ちを確認する場合、クローズドクエスションの活用—イエスやノーで答える、1か2、3で答えられる質問などを重ねる方法があります。また笑っている顔や悲しい顔、怒っている顔などさまざまな表情が示されている「表情ポスター」を活用して子どもの気持ちを確認することもできますし、ベビーサインと呼ばれるジェスチャーを活用して意思を伝えることもできます。

第三に「寄り添う者の存在」が不可欠になります。先に述べた「おとなの姿勢」と通底する部分ではありますが、その乳幼児と寄り添う者の関係性が深いことが重要となります。私は以前に、乳児が声の高さ低さ（高音と低音）を駆使して、「1か2」を伝える場面に立ち会ったことがあります。私に

は、その乳児の声の高さ低さも見分けることができませんでした。これが「寄り添う者」と「そうではない者」の存在の違いなのだと考えます。

以上の内容をまとめると、①乳幼児には意見及び気持ちが存在し、また尊重しようというおとなの姿勢、②その意見及び気持ちを聴き取るための非言語コミュニケーションを用いたツール、③そしてその乳幼児に「寄り添う者の存在」、以上3点を乳幼児の意見表明を支える仕組みとして示唆を試み、活動報告書の一端とさせていただきます。

〜〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜〜



氏 名： はやし 林 ともりの 知然

現 職：山梨県立大学講師

学 歴：東洋大学大学院

経 歴：児童養護施設東京家庭学校

本園統括主任・家庭支援専門相談員

東京都社会福祉協議会児童部会

子どもの権利擁護委員会委員

八王子児童相談所フォスタリング機関

里親委託等推進委員会

里親委託等推進委員会委員

甲府市子どもの権利擁護委員（令和5年7月～）

令和6（2024）年度甲府市子どもの権利擁護委員活動報告 目次

1 はじめに	1
「子どもの意見表明権」 亀山代表委員	
「子ども権利擁護に関する諸活動の意義」 黒田委員	
「子どもの権利—乳幼児の意見表明—」 林委員	
2 甲府市子どもの権利擁護委員制度の概要	
（1）制度の成り立ちや目的	8
（2）委員の構成	
（3）子どもの権利擁護委員会議・ケース検討会	10
（4）相談体制	11
（5）相談の対象者	
（6）相談方法	
（7）相談日及び相談時間	12
3 「子ども・青少年総合相談センター あおぞら」活動状況	
（1）相談の受付状況	13
（2）相談対応の状況	16
（3）相談対象者の性別・所属	18
（4）相談の種別	19
（5）曜日、時間帯による対応状況	21
4 申立て・発意について	
（1）申立案件	23
（2）発意案件	
5 広報について	
（1）「あおぞら」周知用カード	24
（2）子どものためのお悩み相談フォームの開設について	25
（3）ヤングケアラーデジタルハンドブックの配信委について	26
参考資料	27
甲府市子ども応援未来条例	
甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則	

2 甲府市子どもの権利擁護委員制度の概要

(1) 制度の成り立ちや目的

甲府市では、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の実現に向け挑戦できるよう、市全体で子どもの権利を尊重し、互いに連携・協働しながら、子どもの成長を応援することで、こどもが輝くまちの実現を目指し、令和2年3月に、「甲府市子ども未来応援条例」を制定しました。

この条例では、子どもの権利が侵害されている場合、あるいは侵害されたと見なされている場合の相談・救済に関して規定しており、子どもをいじめや暴力等の権利の侵害から守るため、行政からの独立性が確保された新たな機関として「甲府市子どもの権利擁護委員」の設置を規定しています。

甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）は、公平・中立的な立場で、家庭・学校・地域社会などさまざまな場面において、いじめや暴力、不合理な処分などの子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、子どもの権利の侵害を救済するとともに、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう、関係者と協力して子どもに対して支援するよう取り組みます。

(2) 委員の構成

甲府市子ども未来応援条例では、甲府市の附属機関として「甲府市子どもの権利擁護委員」を設置することとしており、権利擁護委員の定数は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者で3名以内としています。

任期は3年間と定められ、令和5年7月から新たに3名の権利擁護委員が就任しました。

なお、市は、権利擁護委員を補佐するため相談及び調査の専門員を置くこととしています。

令和6年度 甲府市子どもの権利擁護委員

氏名	所属等	任期
亀山 倫世 (代表委員)	弁護士 山梨県弁護士会子どもの権利 委員会	令和5年7月～
黒田 浩司	臨床心理士 山梨英和大学教授	令和2年7月～
林 知然	社会福祉士 山梨県立大学講師	令和5年7月～

令和5年7月 委嘱式の様子



甲府市子どもの権利擁護委員（令和5年7月1日時点）



左から 林知然委員、黒田浩司委員、亀山倫世代表委員

（3）子どもの権利擁護委員会・ケース検討会

・子どもの権利擁護委員会

委員運営や啓発活動など全体で合議が必要な協議のため開催

令和6年10月 令和6年度第1回会議

令和7年 3月 令和6年度第2回会議

・ケース検討会

個別ケースの対応方針について検討を行うため開催

令和6年 5月 第4回ケース検討会

令和6年 7月 第5回ケース検討会

令和6年10月 第6回ケース検討会

令和6年12月 第7回ケース検討会

令和7年 2月 第8回ケース検討会

令和7年 3月 第9回ケース検討会

(4) 相談体制

甲府市子どもの権利擁護委員制度の相談窓口としては、市の「子ども・青少年総合相談センター あおぞら」に専門員を配置し、子どもや保護者、関係者からの相談を受付けしています。相談は、フリーダイヤルなど電話や、来庁してもらい直接お話を聴く相談、メール及びホームページ上の相談フォームからの相談方法があります。専門員が丁寧にお話を聴き、一緒に考えていきます。

相談の内容により、子どもの権利侵害が疑われる場合などには、子どもの権利擁護委員との面談につなぎ、解決に向けた対応を行います。

「あおぞら」は、子ども自ら、また保護者が気軽に安心して自分の思いを話すことができる場所となれるよう心がけています。

(5) 相談の対象者

- ・ 甲府市に在住、在学、在勤その他市内で活動をする 18 歳未満の全ての子ども。(これらの者と同様に対象としてふさわしいと認められる者を含む)
- ・ 保護者や子どもに関わりのある方

(6) 相談方法

子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」が、次の方法で相談を受け付けています。

- ・ 電話 フリーダイヤル 0120-743-011
 直通電話 055-221-3011

- ・ 面談 甲府市役所本庁舎 3 階 6 番窓口
 子ども未来部子ども未来総室子育て支援課
 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」
 甲府市丸の内 1 丁目 18 番 1 号

- ・ メール aozora@city.kofu.lg.jp

- ・ 相談フォーム

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/jidoikuse/kodomosodanform.html>

または「甲府市子ども相談フォーム」で web 検索



(7) 相談日及び相談時間

電話、来庁による相談は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始：12月28日から1月3日を除く）の8：30～17：15となっています。

メールや、ホームページ相談フォームからの相談は、24時間受付をしていますが、時間帯によって回答は時間を要する場合があります。

3 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」活動状況

令和5年3月まで、青少年相談・子どもの権利擁護に関する相談窓口は西庁舎の青少年相談室が担っていました。令和5年4月からは、これまでの青少年相談・子どもの権利擁護に新たにヤングケアラーに関する相談窓口の役割を加え、子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」として、甲府市役所本庁舎3階に開設しています。

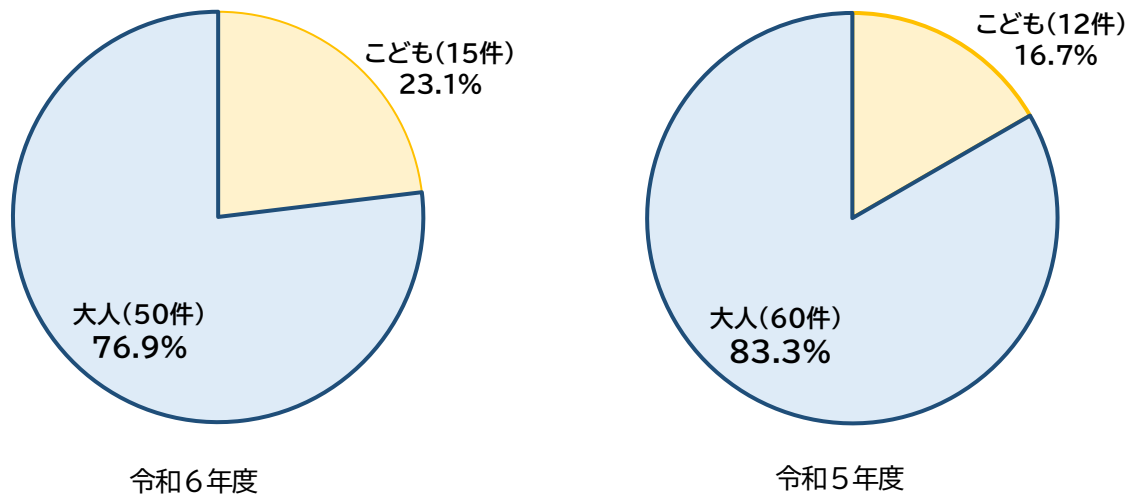
令和6年度の子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」に寄せられた新規相談件数は、ヤングケアラー相談も含め95件で、子どもの権利擁護・青少年相談は65件でした。令和5年度に比べ1割ほど相談件数は減少しましたが、令和4年度の青少年相談室相談件数23件に比べ上回りました。

(1) 相談の受付状況

令和6年度は、子どもから15件、おとなから50件の合計65件の新規相談がありました。令和5年度と比べ相談件数は減少していますが、「あおぞら」開設前の令和4年度と比べ増加しています。相談者の割合は、子どもが15名で23.1%でした。子どもからの相談割合は、令和4年度13.0%、令和5年度16.7%と増加傾向ではありますが、多くの相談はおとなから寄せられていて、子どもからの相談が少ない傾向にあります。

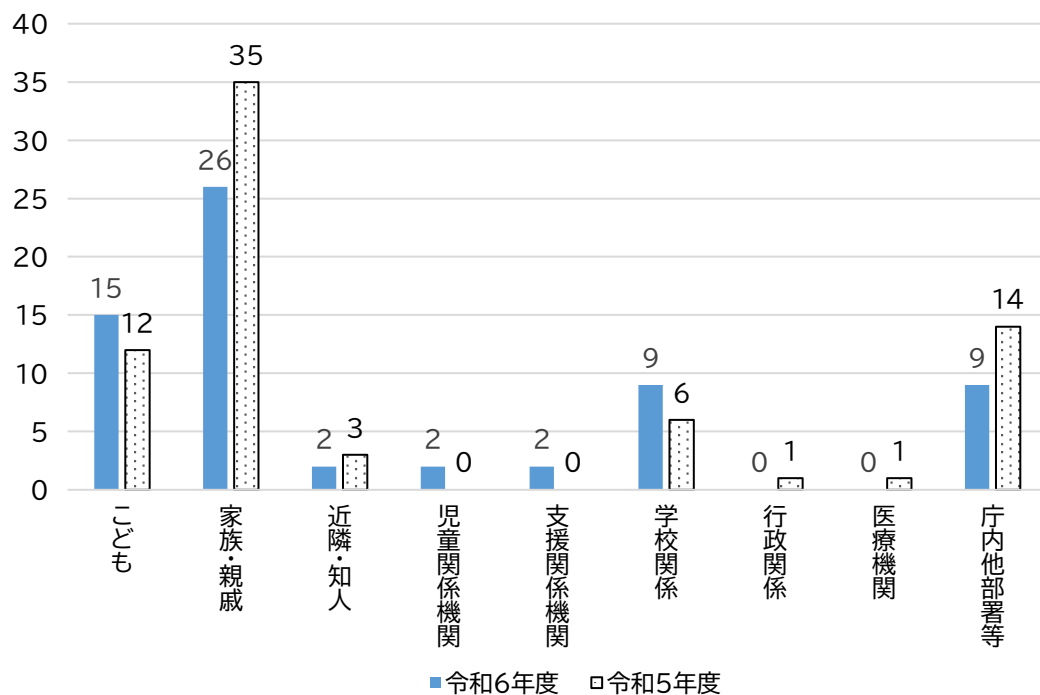
子どもからの相談については、子どもの権利擁護・青少年相談の相談窓口である「あおぞら」の周知カードを市内の小学校高学年、中学生、高校生への配布、令和6年3月にはホームページ上に相談フォームを開設するなど相談機会の拡充に取り組みました。新たに、令和6年5月に相談窓口である「あおぞら」や相談フォームのQRコードを掲載した「ヤングケアラーデジタルハンドブック」を発行し、甲府市立小中学校の子どもたちが、学校で使用している一人一台タブレット端末に配信を行い、さらなる周知を行いました。

新相談者件数



新規相談者の内訳については、子どもの保護者をはじめ家族からの相談が26件で、全体の相談の約4割を占めています。子どもからの相談15件を合わせると41件の相談件数となり、2/3が本人・家族からの相談でした。その他9件は、学校関係、庁内他部局等からの相談でした。

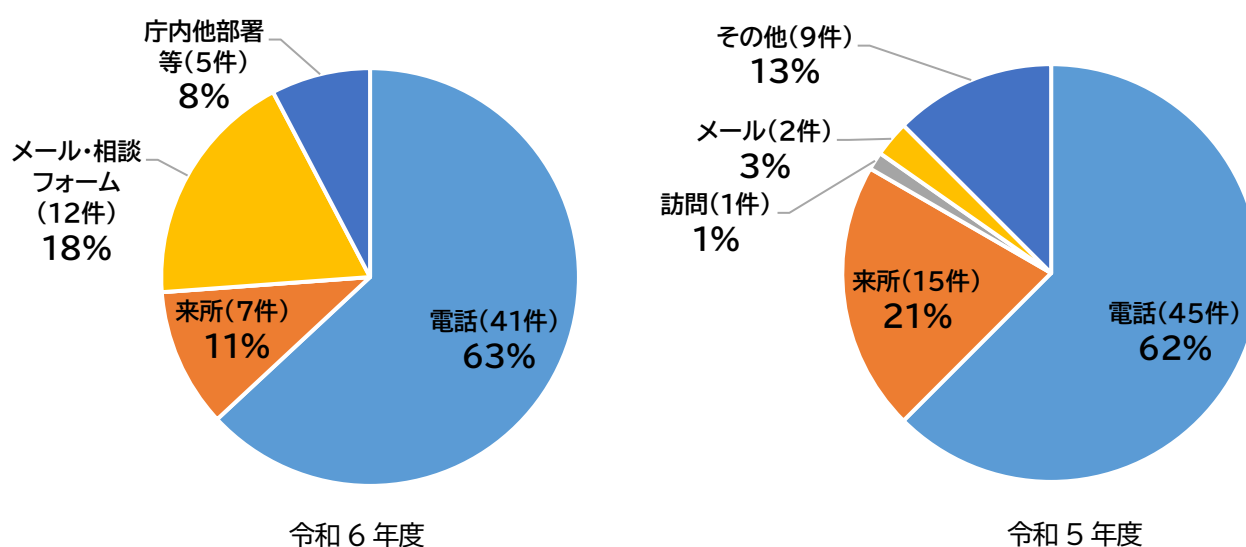
初回相談者内訳



新規相談の相談手段については、電話が41件と最も多く、来所での面談が7件、メール・相談フォームが12件、その他（庁内他部署からの相談等）が5件でした。電話による相談が約6割となっており、前年と同様の傾向となっています。

令和6年3月に「子どものお悩み相談フォーム」開設したことにより、メール・相談フォームからの相談が増加しました。

相談手段(新規相談)

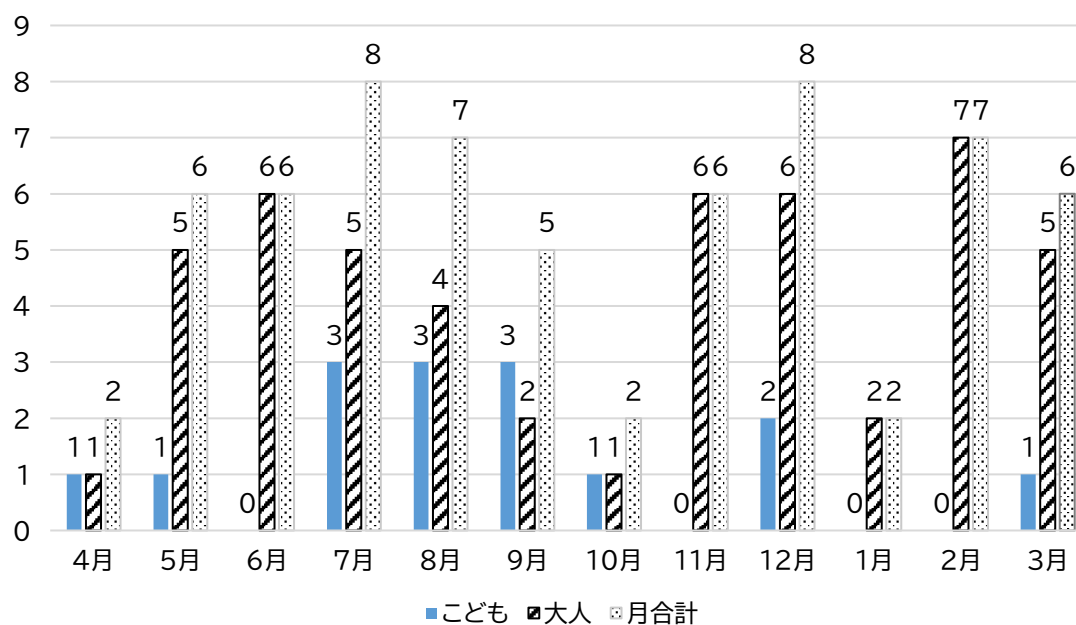


月別の相談件数については、昨年同様、4月が2件と最小でした。子どもからの相談は、夏休み期間とその前後の7月、8月、9月に各3件と最多で、主に「子どものお悩み相談フォーム」での相談でした。

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	1	1	0	3	3	3	1	0	2	0	0	1	15
大人	1	5	6	5	4	2	1	6	6	2	7	5	50
月別計	2	6	6	8	7	5	2	6	8	2	7	6	65

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	1	2	1	0	0	3	0	1	0	1	0	3	12
大人	1	7	2	8	5	6	5	3	8	2	5	8	60
月別計	2	9	3	8	5	9	5	4	8	3	5	11	72

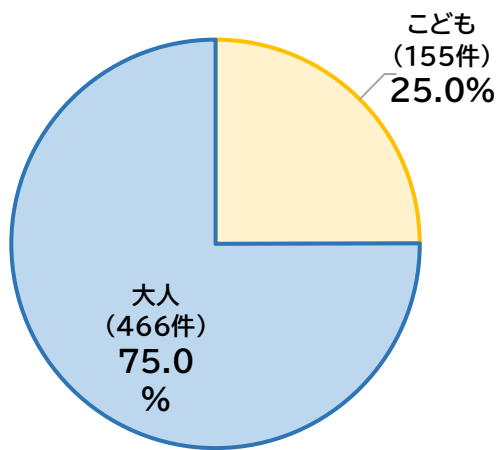
令和6年度月別新規相談者数



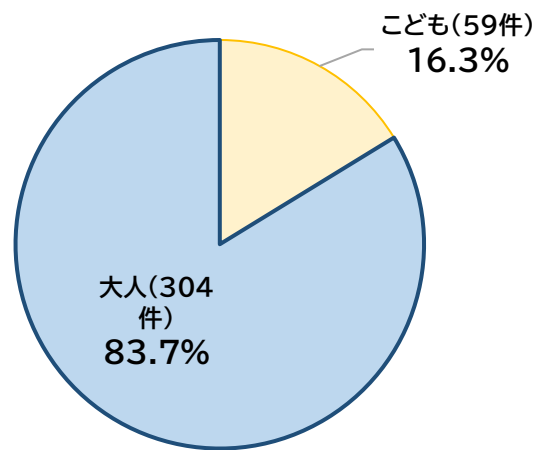
(2) 相談対応の状況

新規相談受付、その後の相談者や関係機関等とのやりとり、情報収集などの継続した対応の件数を表す相談対応は、子ども155件、おとな466件の合計621件で、令和5年度363件から約7割増加しました。新規相談件数は減少していますが、前年度から継続相談を含む相談対応は増加しました。対応全体に占める子どもの割合は25.0%でした。

相談対応の割合



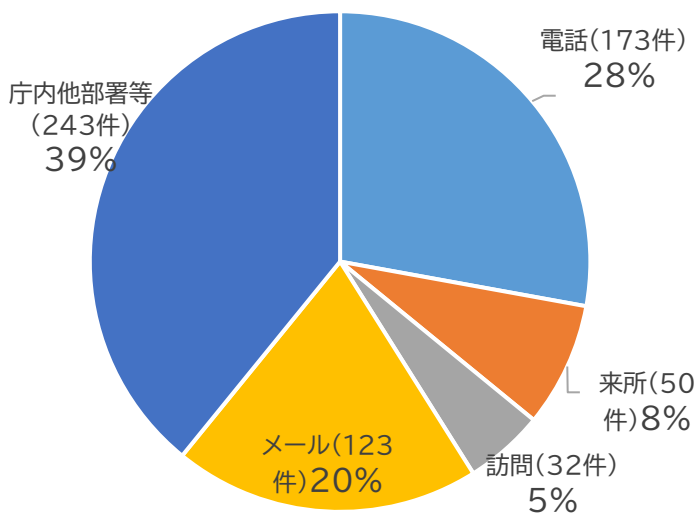
令和6年度



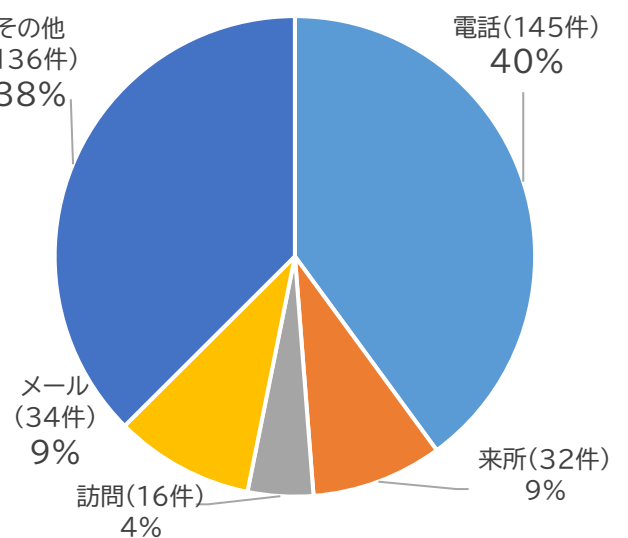
令和5年度

相談対応の相談手段は、電話が173件、来所による面談が50件、訪問が32件、メールが123件、その他（庁内連携等）が243件でした。「子どものお悩み相談フォーム」開設したことにより、メールでの相談対応件数が大幅に増加しました。

相談手段(経過対応)



令和6年度



令和5年度

相談の継続回数については、1回の相談のみが18件、2～5回が26件、6～10回が12件、11～20回が11件、21回以上の対応を要した相談が6件でした。最多の継続対応回数は95回で、前年度からの継続対応を含め、相談の継続回数は増加傾向にあります。（令和6年度は前年度からの継続対象者を含む）

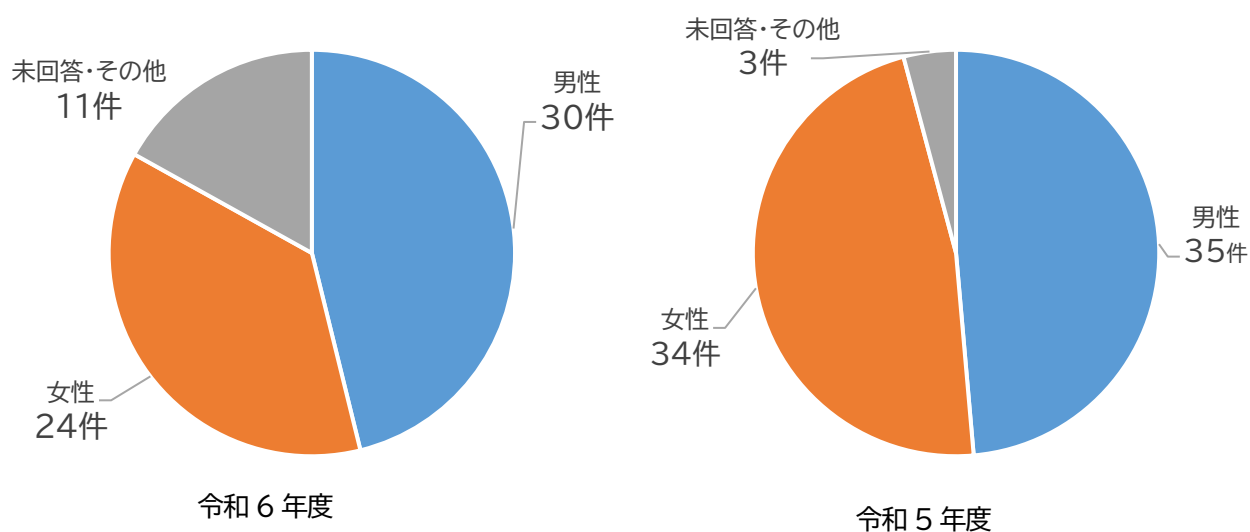
相談の継続回数

継続回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21回以上
令和6年度	18	26	12	11	6
令和5年度	26	27	12	3	4

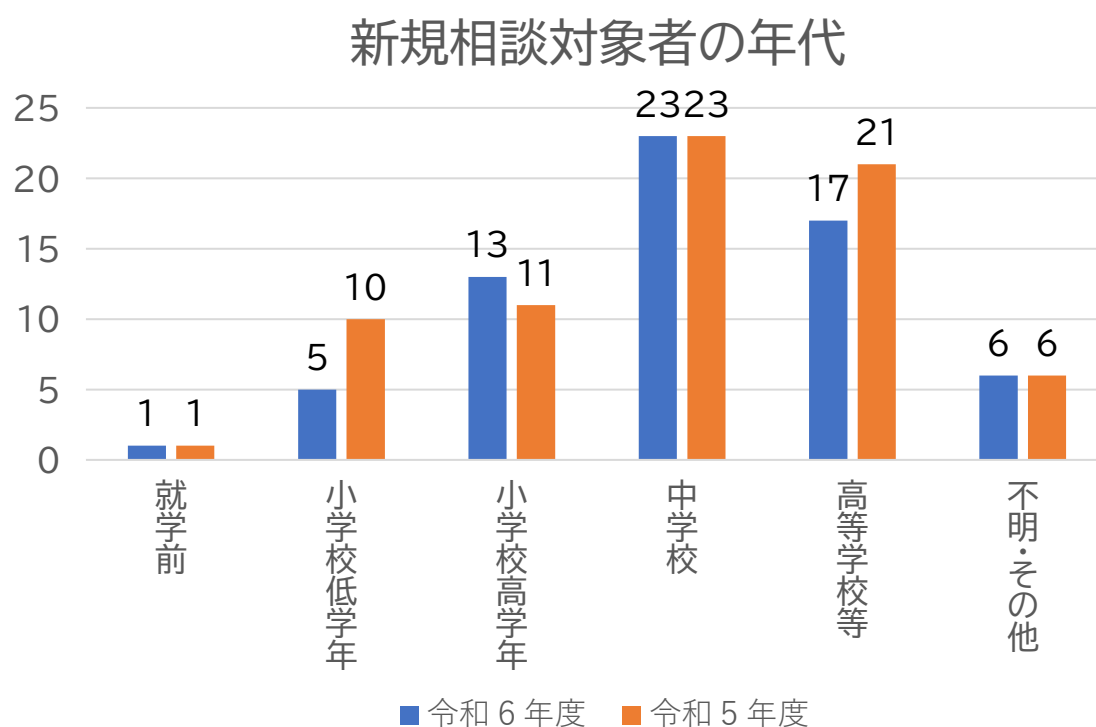
（3）相談対象者の性別・所属

令和6年度の65件のうち、男性30件、女性24件、未回答・その他11名でした。令和5年度は72件のうち、男性35件、女性34件とその他3件でした。相談フォーム等で受け付けた相談は匿名であることが多く、性別が未回答となる件数が増加しました。

相談手段(経過対応)



年代別の相談対象者については、それぞれの年度で中学生の年代が多く、次いで高校生の年代が多く、中学生、高校生が対象者の約6割でした。小学生の相談は高学年の相談が多く、令和6年度においては、小学生全体では高校生とほぼ同じ対象者数でした。中学生を中心に、高校生、小学生高学年の年代が相談の対象者となっており、前年と比較しても傾向は大きく変わりませんでした。

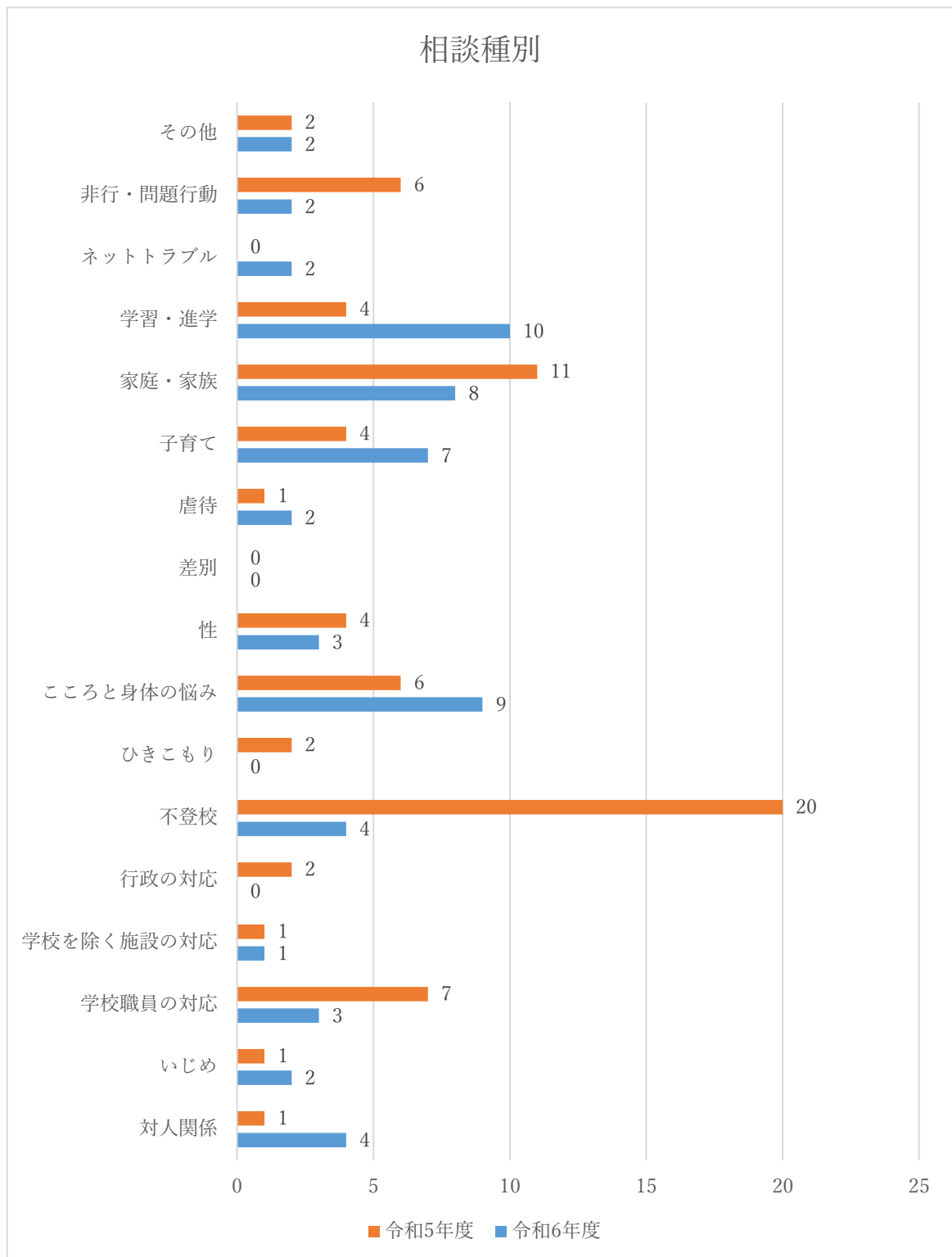


(4) 相談の種別

相談の種別については、令和6年度は「学習・進学」に関する相談が最も多く10件（15.4％）でした。次に「こころと身体の悩み」が9件（13.8％）、「家庭・家族」が8件（12.3％）でした。

令和5年度は「不登校」に関する相談が最も多く20件（27.8％）でした。次に「家庭・家族」が11件（15.3％）、「学校職員の対応」が7件（9.7％）でした。

令和6年度と令和5年度を比較すると、令和5年度では20件と最多だった「不登校」の相談が4件に減少しました。「学習・進学」、「こころと身体の悩み」など、子ども自身に関する相談の割合が増加しました。



(5) 曜日、時間帯による対応状況

「あおぞら」での相談受付時間は、来庁や電話での相談は月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとなっています。(祝日と12月29日から1月3日までは除く) 窓口で受付している時間帯以外は、メールやホームページ上の相談フォームからの相談を受け付けています。

曜日別相談件数については、子どもからの相談は金曜日に6件と最も多くなりました。大人からの相談は全体の約4割の相談が火曜日でした。令和5年度同様、月曜、火曜と週の初めに相談が多い傾向にありました。

曜日別相談件数

令和6年度		月	火	水	木	金	合計
	こども	2	3	2	2	6	15
	おとな	9	19	7	5	10	50
	合計	11	22	9	7	16	65
令和5年度		月	火	水	木	金	合計
	こども	2	4	0	3	3	12
	おとな	15	12	12	9	12	60
	合計	17	16	12	12	15	72

時間帯別の相談件数については、子どもからの相談は16時以降の相談が6件と最も多くなっています。このうち5件がホームページ上の相談フォームからの相談でした。おとなからの相談は前年度同様、午前中の相談が多く、特に10時から12時までの時間帯において20件と最も多くなりました。

時間帯別相談件数

令和6年度		10時以前	10時～	12時～	14時～	16時以降	合計
	こども	2	3	2	2	6	15
	おとな	6	20	5	8	11	50
	合計	8	23	7	10	17	65

令和5年度		10 時以前	10 時～	12 時～	14 時～	16 時以降	合計
	こども	3	2	1	5	1	12
	おとな	13	21	9	9	8	60
	合計	16	23	10	14	9	72

4 申立て・発意について

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害に関わる救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行います。
(甲府市子ども未来応援条例第23条第2号)

(1) 申立案件

令和6年度は申立てがありませんでした。

(2) 発意案件

令和6年度は発意がありませんでした。

5 広報について

(1) 「あおぞら」周知用カード

令和6年2月に、市内の小学校（5年生、6年生）、中学校、高等学校に通っている児童・生徒に学校を通じて配布しました。

(表面)



(裏面)



(2) 子どものためのお悩み相談フォームの開設について

ひとりで抱えている悩みごとや困りごとを聞いてほしい子どもたちにとって、より相談しやすい手段を提供するため、令和6年3月、市公式ホームページに「子どものためのお悩み相談フォーム」を開設しました。

対象者は、甲府市に在住している、もしくは、市内の学校に通っている子どもとなっています。

「子どものためのお悩み相談フォーム」開設以降、令和6年度までに、子どもから12件の相談が寄せられました。

Q1 氏名(お名前)または ニックネーム(必須)	
Q2 メールアドレス(必須) ※入力されたメールアドレスに 返信します。	
Q3 お住いはどちらですか? わからない場合は次の質問に お進みください。	北新地区
Q4 学年(必須)	☐ 小学3年生以下 ☐ 小学4年生 ☐ 小学5年生 ☐ 小学6年生 ☐ 中学1年生 ☐ 中学2年生 ☐ 中学3年生 ☐ 高校1年生相当年齢 ☐ 高校2年生相当年齢 ☐ 高校3年生相当年齢
Q5 相談したいこと(必須)	
Q6 (参考にうかがいます) あなたが気軽にお話できる連 絡方法はどれですか?	☐ メール ☐ LINE ☐ X(旧:Twitter) ☐ Instagram ☐ その他
Q7 Q6で「その他」を選択し た方が気軽に連絡できる方法 はありますか?	

[送信確認](#) [リセット](#)

※甲府市ホームページから抜粋

(3) ヤングケアラーデジタルハンドブックの配信について

本来大人が担うとされる家事や家族のケアを過度に行っている「ヤングケアラー」について、子ども達に理解を深めてもらい、自身や周囲の友達がヤングケアラーではないかと感じた際に、子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」へ気軽に相談してもらおうと、本市独自の「ヤングケアラーデジタルハンドブック」を作成しました。

最終ページには子どもの権利・青少年、ヤングケアラーの相談窓口である「あおぞら」の連絡先や、「甲府市子どものための悩み相談フォーム」のQRコード等を掲載し、子ども達へ相談窓口等の周知を図りました。

このハンドブックを直接子どもに届けるため、甲府市立小中学校の子どもたちが学校で使用している一人一台タブレット端末に配信を行いました。

(表紙：1 頁)



(最終頁：6 頁)



参考資料

- ・ 甲府市子ども未来応援条例
- ・ 甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

甲府市子ども未来応援条例

令和2年3月30日
条例第4号

目次

前文

第1章総則（第1条～第3条）

第2章市の責務と子ども応援者の役割（第4条～第10条）

第3章子ども未来応援施策の推進

第1節子どもが地域で育つ拠点づくり（第11条～第13条）

第2節子どもが健やかに成長できる体制づくり（第14条・第15条）

第3節子どもが未来を築く機会づくり（第16条～第18条）

第4節推進体制（第19条・第20条）

第4章子どもの相談・救済と権利支援体制の整備（第21条～第28条）

第5章雑則（第29条・第30条）

子どもは、自ら夢や希望に向かい、勇気を持って挑戦することを通じ、たくましさや優しさを養うとともに、多様な人々とかかわりを持ちながら、自分を大切にす
る心や他の人を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していくことが
大切です。

私たちは、子どもが健やかに育つために、子どもの権利を尊重し、互いに連携・
協働しながら、子どもの年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援してまい

ります。

この美しい自然に恵まれ、連綿と続く歴史や文化が培われ発展した魅力あふれるまち甲府を、子どもの権利を守り、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の実現に向け挑戦できる、こどもが輝くまちとするため、この条例を制定します。

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもがいきいきと自分らしく健やかに成長し、社会の一員として自立することを応援するための基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域団体及び子ども応援団体（以下「子ども応援者」と総称する。）の役割を明らかにするとともに、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の全ての者（これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする個人をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 子ども応援団体 子どもの育ちに関する活動を行う団体をいう。
- (8) 子ども未来応援施策 市と子ども応援者が連携・協働し実施する子どもの育ちに関する施策をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長し、自立するための応援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益について考慮すること。

(2) 子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、様々な体験や学習を通じて、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう取り組むこと。

(3) 市及び子ども応援者がそれぞれの責務又は役割を認識し、主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章市の責務と子ども応援者の役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、子どもの育ちに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有することを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を養う場であることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子ども自らが課題を見つけ、学び、判断し、及び行動する力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、社会的な影響力及び責任を認識し、市及び子ども応援者が実施する職場体験活動その他の子どもの育ちに関する活動に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第9条 地域団体は、地域のつながりを活かしながら、子どもの育成のために相互に協力し、子どもの健やかな育ちに関する活動の推進に努めるものとする。

(子ども応援団体の役割)

第10条 子ども応援団体は、その専門的な知識及び経験を活かし、子どもの育ちに関する活動を積極的に行うよう努めるものとする。

第3章子ども未来応援施策の推進

第1節子どもが地域で育つ拠点づくり

(居場所の整備及び施設の充実)

第11条 市は、子どもが安心して過ごすことができるよう、子どもの学習、相談、交流等に必要な居場所を整備するものとする。

2 市は、子どもの成長における様々な段階及び状況に応じた必要な施設の充実に

努めるものとする。

（子育て応援者の育成等）

第12条 市は、子どもの育ちを応援する担い手となる者（この条において「子育て応援者」という。）の育成に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策を実施するため、子育て応援者に係る登録制度を構築するものとする。

3 市は、子育て応援者が子どもの育ちに関する活動を継続的かつ安定的に実施できるよう、子ども応援団体の設立を支援するものとする。

（子ども応援団体への支援）

第13条 市は、子ども応援団体が行う子どもの育ちに関する活動を支援するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとする。

第2節子どもが健やかに成長できる体制づくり

（子どもの権利の侵害等への対応）

第14条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、子ども応援者及び関係機関と連携し、子どもの権利の侵害からの救済に取り組むものとする。

2 市は、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つよう、子どもの貧困問題に総合的に取り組むものとする。

（子どもの心身の健康づくり）

第15条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進が図られるよう、推進体制を整備するものとする。

2 市は、子ども自ら遊びかつ学ぶことができるよう、遊びの中で体を動かし多様な動きを身に付けていく運動遊びができる場の創出に努めるものとする。

3 市は、子どもが様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食生活への関心と意識の醸成に取り組むものとする。

第3節子どもが未来を築く機会づくり

（意見表明及び社会参加の促進）

第16条 市は、子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会及び仕組みを設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するため、子どもの意見を尊重し、主体的な活動を支援するものとする。

3 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流を促進するとともに、地域の行事等に参加する機会の充実に努めるものとする。

（甲府の歴史・文化の体験）

第17条 市は、子どもの郷土を愛する心が育まれるよう、甲府の歴史、文化、伝統及び自然に触れ親しむ体験の機会の提供に努めるものとする。

(未来への挑戦)

第18条 市は、未来を託す人材を育成するため、夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝える機会の創出に努めるものとする。

第4節推進体制

第19条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、子ども応援者との連携・協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

第20条 市は、子ども未来応援施策を推進するため、必要に応じて、本市の施策と連携・協働する者（次項において「子ども応援委員」という。）の意見聴取に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策の実施に向けた仕組みを構築するとともに、子ども応援委員が相互に連携し、当該施策を実施することができるよう、子ども応援会議（子ども応援委員で構成する会議をいう。）を設置する。

3 市は、子ども未来応援施策を推進するために必要な行政体制を整備する。

第4章子どもの相談・救済と権利支援体制の整備

(相談体制の充実)

第21条 市は、子ども及び子ども応援者が、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力について安心して相談できる体制の充実に努めるものとする。

2 市は、前項の相談を受けたときは、速やかに応ずるとともに、その相談の内容に応じた必要な支援を行うものとする。この場合において、継続して支援が必要なときは、次条に規定する甲府市子どもの権利擁護委員に報告するものとする。

(子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。

2 権利擁護委員の定数は、3人以内とする。

3 権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。

4 権利擁護委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の権利擁護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。

(権利擁護委員の職務)

第23条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行うこと。

(3) 前号の勧告、是正要請又は意見表明（以下「勧告等」という。）を受けて採られた措置の報告を求め、その状況を確認すること。

（勧告等に対する措置）

第24条 市は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市以外の者は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（見守り等の支援）

第25条 権利擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った後も、必要に応じて、子ども応援者及び関係機関と連携・協働し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

（独立性の確保と活動への協力）

第26条 市は、権利擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援する。

2 子ども応援者は、子どもの権利について必要な理解を深め、権利擁護委員の活動に協力するよう努めるものとする。

（公表）

第27条 権利擁護委員は、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。

2 権利擁護委員は、毎年その活動状況を市長に報告するとともに、公表するものとする。

（子どもの権利等の普及）

第28条 市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に規定する子どもの権利及びこの条例について、子どもにもわかるよう、その普及に努めるものとする。

第5章 雑則

（財政上の措置）

第29条 市は、子どもの育ちに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

令和2年6月29日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月条例第4号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき設置する甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(救済の申立て)

第3条 何人も、権利擁護委員に対し、子どもの権利の侵害について、文書又は口頭により救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、条例第22条第5項に規定する相談及び調査の専門員（以下「専門員」という。）が行う。

(調査)

第4条 権利擁護委員及び専門員（以下「権利擁護委員等」という。）は、申立てがあった場合は、当該申立てについて調査を行うものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容が明白な虚偽である場合
 - (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれていない場合
 - (3) 権利擁護委員等の行為に係るものである場合
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過している場合
 - (5) その他調査をすることが必要でないと権利擁護委員が認める場合
- 2 権利擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども若しくはその保護者以外の者からの申立てにより調査を行う場合又は自らの判断で調査を行う場合は、当該子ども又は保護者の同意を得るものとする。ただし、当該子どもが置かれている状況等から、権利擁護委員が同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

(調整)

第5条 権利擁護委員等は、必要があると認めるときは、子どもと市の機関又は市の機関以外の者との仲介をすること等により、子どもの権利の侵害を回復するための調整を行うものとする。

(勧告)

第6条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正の措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(是正要請)

第7条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関以外の者に対し、是正の措置を講ずるよう要請をすることができる。

(意見表明)

第8条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関等に対し、制度等の改善を行うよう意見を表明することができる。

(報告)

第9条 権利擁護委員は、第6条の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置又は制度の改善の状況について報告しなければならない。

3 権利擁護委員は、第7条の是正要請をしたときは、当該市の機関以外の者に対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた市の機関以外の者は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置の状況について報告するよう努めなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第10条 条例第27条第2項の規定による活動状況の報告及び公表は、年度ごとの相談件数、申立ての件数、調査の件数、勧告等に係る是正等の措置の状況報告の要旨その他権利擁護委員が必要と認める事項について行うものとする。

(甲府市子どもの権利擁護委員会議)

第11条 権利擁護委員は、次に掲げる事項を協議するため、甲府市子どもの権利擁護委員会議（以下「権利擁護委員会議」という。）を設置するものとする。

(1) 権利擁護委員の職務執行の方針に関すること。

(2) 子どもの権利の侵害について、その救済と回復に向けた方策に関すること。

(3) 活動状況の報告に関すること。

(4) その他権利擁護委員の協議により必要と認めること。

(代表権利擁護委員)

第12条 権利擁護委員会議に代表権利擁護委員を置き、権利擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 代表権利擁護委員は、会務を総理する。

3 代表権利擁護委員に事故があるときは、あらかじめその指名する権利擁護委員が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 権利擁護委員会議は、代表権利擁護委員が招集するものとする。

2 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、権利擁護委員以外の者を権利擁護委員会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門員の職務等)

第14条 専門員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 第3条の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、権利擁護委員が必要と認めること。

(身分証明書)

第15条 権利擁護委員等は、調査を行うときは、身分証明書(別記様式)を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第16条 権利擁護委員等は、職務を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 子どもやその関係者等の人権について十分に配慮し、職務を遂行すること。
- (2) 相談や申立て等の内容に応じ、関係機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 相談や申立てを行った者に不利益が生じないよう職務を遂行すること。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



「こうふPR大使 武田ハルくん」

甲府市子どもの権利擁護委員

令和6（2024）年度活動報告書
令和7（2025）年 6月 発行

事務局 甲府市 子ども未来部 子育て支援課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階◎窓口

電 話 055-221-3011（直通）

055-237-1161（代表）

F A X 055-237-5356

メ ー ル aozora@city.kofu.lg.jp